

新規連載

国際税務ミニコラム

Let's have a break!

国際特別委員会

近隣国からの事業修習生等と源泉徴収

外国からの事業修習生又は研修生及び留学生(以下事業修習生等という)が、研修や勉強のために継続して1年以上居住することを通常必要とする場合、国内で支払われる給与等は所得税の課税対象となり、「給与所得の源泉徴収税額表」に基づき、源泉徴収を行うこととなります。

しかし、中国、韓国、ベトナム、フィリピン、インドネシアを例に取れば、それら近隣諸国と日本との間では、租税条約又は租税協定(以下租税条約という)が結ばれており、一定の条件下で、事業修習生等の所得税が免税となるため、源泉徴収をする必要がない場合があります。但し、国ごとに免税の内容については条件が異なるのでその確認が必要となります。例えば、韓国、フィリピン、インドネシアの場合免税期間が5年間と規定されており、収入についての上限も設けられています。また、ベトナムは、免税対象が「一方の締結国外から支払われるものに限る」とされているため、日本の企業等国内事業者から事業修習生等に支払う給与については、免税措置は適用されず通常の源泉徴収が必要となります。しかし、中国は上記規制がありません。

以上の租税条約等による免税措置の適用を受けるためには、最初に給与の支払を受ける日の前日までに、給与等の支払者が税務署に「租税条約に関する届出書」と「特典条項に関する付表」を提出します。

今後、日本国内の労働力の不足から、東南アジアを中心に事業修習生等の来日者数が増加することが予測されますが、各国との間の租税条約を確認し、給与等からの源泉徴収にかかるトラブルが生じないよう対処することが求められます。

(国際特別委員会 田中久義)